

マイナンバー(個人番号)を記載した償却資産申告書提出時の本人確認について

・平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式に個人番号・法人番号の記載欄が追加されました。

松江市では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出いただく際には、「本人確認」（番号確認、身元確認）をさせていただきます。

以下の（１）または（２）の本人確認資料をご提示ください。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認は行いません。

※個人番号・法人番号の記載がない場合、上記本人確認ができない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

（１）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	☐ 個人番号カード（裏面） ☐ 住民票（個人番号が記載されたもの）	☐ 個人番号カード（表面） ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 公的医療保険の被保険者証 ☐ 公的医療保険の資格確認書

（２）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料（写し）	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	☐ 個人番号カード（裏面） ☐ 住民票（個人番号が記載されたもの）	☐ 代理人の個人番号カード（表面） ☐ 代理人の運転免許証 ☐ 代理人の税理士証票 等	☐ 税務代理権証書 ☐ 委任状 ☐ 松江市から送付した宛名入り償却資産申告書 等

※郵送時は、写しを同封してください。



【松江市固定資産税課家屋償却資産係】